

東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業施行条例等の一部改正
について

東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和6年11月22日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業施行条例等の一部を改
正する条例

(東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第1条 東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業施行条例（平成8年条例
第9号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利
子の利率は、事業に係る法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日
における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務
大臣が定める利率のうち、10年の約定期間に対応する利率（当該利率が法第103
条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率を超えるときは、
当該法定利率）とする。

(東駿河湾広域都市計画事業沼津駅南第一地区土地区画整理事業施行条例の一部改
正)

第2条 東駿河湾広域都市計画事業沼津駅南第一地区土地区画整理事業施行条例（平
成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利子の利率は、事業に係る法第 103条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における財政融資資金法（昭和26年法律第 100号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち、10年の約定期間に対応する利率（当該利率が法第 103条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とする。

第25条第 3 項中「督促状 1 通について80円」を「法第 110条第 4 項の国土交通省令で定める額」に改める。

（東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第 3 条 東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業施行条例（平成19年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利子の利率は、事業に係る法第 103条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における財政融資資金法（昭和26年法律第 100号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち、10年の約定期間に対応する利率（当該利率が法第 103条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とする。

第25条第 3 項中「督促状 1 通について80円」を「法第 110条第 4 項の国土交通省令で定める額」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

土地区画整理法施行令の一部改正に倣い、清算金の利子に関する規定を改めるほか、所要の改正を行うものである。